

# 淡路夢舞台の創造的再生に向けた検討会設置要綱

## (設置)

第1条 大阪湾ベイエリアの新たな展開を見据え、地域の活性化を牽引する拠点として淡路夢舞台を創造的に再生するに当たり、専門的見地からの助言を得るため、淡路夢舞台の創造的再生に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、淡路夢舞台の創造的再生に向けた新たなデザイン及び運営方針の検討に関する事を所掌する。

## (組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

## (座長)

第4条 検討会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 座長が淡路夢舞台の新たなデザイン及び運営方針を策定するにあたり必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (守秘義務)

第6条 委員及び前条第2項に基づき会議に出席した者は、検討会において知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (謝金)

第7条 委員（国、県及び市町等の職員である委員を除く。）が会議その他検討会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第5条第2項の規定に基づき、事務局が必要と認めた委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、委員と同額の謝金を支給する。

## (旅費)

第8条 委員が検討会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。
- 3 第5条第2項の規定に基づき、委員以外の者が会議に出席したときは、この者に対して、旅費を支給する。この場合において、旅費の額は、委員と同様の取扱いとする。

## (庶務)

第9条 検討会の庶務は、兵庫県企業庁総務課において処理する。

## (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則  
(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以降最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、  
公営企業管理者が招集する。

附 則

この要綱は、令和7年6月16日から施行する。

別表

区分	氏名	役職名
委員	赤澤 宏樹	兵庫県立大学 教授
	植松 浩二	淡路市 副市長
	上村 敏之	関西学院大学 教授
	辰巳 八栄子	辰巳公認会計士事務所 公認会計士・税理士
	橋爪 紳也	大阪公立大学 特別教授
	古田 菜穂子	ひょうご観光本部ツーリズムプロデューサー 兵庫県立大学大学院 特任教授
	三井 雄一郎	国土交通省近畿地方整備局 国営明石海峡公園事務所長

五十音順